

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年7月4日
【会社名】	オーミケンシ株式会社
【英訳名】	OMIKENSHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 石原 美秀
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町四丁目1番1号
【電話番号】	大阪(06)6205-7300(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 近藤 武彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町四丁目1番1号
【電話番号】	大阪(06)6205-7300(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 近藤 武彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第153回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

< 定時株主総会 >

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円、A種優先株式1株につき金10.53円

第2号議案 株式併合の件

効力発生日である平成30年10月1日をもって、当社普通株式について、10株を1株に併合する。

効力発生日における発行可能株式総数 24,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合に伴い、平成30年10月1日をもって、当社普通株式の発行可能種類株式総数を240,000,000株から24,000,000株に変更する。また、当社普通株式の単元株式数を、平成30年10月1日をもって、1,000株から100株に変更する。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、龍寶惟男、石原美秀、前田利文、中田邦彦、高口彰、浅田美津子、豊泉俊郎の7氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会に一任することとする。

< 普通株式にかかる種類株主総会 >

第1号議案 株式併合の件

効力発生日である平成30年10月1日をもって、当社普通株式について、10株を1株に併合する。

効力発生日における発行可能株式総数 24,000,000株

第2号議案 定款一部変更の件

株式併合に伴い、平成30年10月1日をもって、当社普通株式の発行可能種類株式総数を240,000,000株から24,000,000株に変更する。また、当社普通株式の単元株式数を、平成30年10月1日をもって、1,000株から100株に変更する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 定時株主総会 >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	37,332	564	0	(注)1	可決(98.51%)
第2号議案	36,820	1,076	0	(注)2	可決(97.16%)
第3号議案	36,945	951	0	(注)2	可決(97.49%)
第4号議案				(注)3	
龍寶 惟男	37,070	826	0		可決(97.82%)
石原 美秀	37,152	744	0		可決(98.03%)
前田 利文	37,186	710	0		可決(98.12%)
中田 邦彦	37,164	732	0		可決(98.06%)
高口 彰	37,165	731	0		可決(98.07%)
浅田美津子	37,133	763	0		可決(97.98%)
豊泉 俊郎	37,083	813	0		可決(97.85%)
第5号議案	36,695	1,201	0	(注)1	可決(96.83%)

< 普通株式にかかる種類株主総会 >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	37,119	777	0	(注)2	可決(97.94%)
第2号議案	37,167	729	0	(注)2	可決(98.07%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認のできていない議決権の数は加算しておりません。

以 上